

スーパー定期預金【単利型】規定

1 (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2 (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

ア 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書・通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「スーパー定期 2 年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- a 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書または通帳とともに取引店に提出してください。
- b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- c 定期預金とする場合には、中間利払日にそのスーパー定期 2 年ものと満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

イ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定 8 (2) から (4) により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

ア 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a 6 か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6 か月以上 1 年未満 約定利率× 50%
- c 1 年以上 3 年未満 約定利率× 70%

イ 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 40%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 50%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 60%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 70%
f 2 年 6 か月以上 4 年未満	約定利率× 90%

ウ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 40%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 50%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 60%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 70%
f 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 80%
g 3 年以上 5 年未満	約定利率× 90%

エ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 30%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 40%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 50%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 60%
f 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 70%
g 3 年以上 4 年未満	約定利率× 80%
h 4 年以上 5 年未満	約定利率× 90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3 (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記 2 を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行・通帳記帳はしないこととし、次により取扱います。

ア 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

イ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書または通帳とともに取引店に提出してください。

ウ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書または通帳とともに取引店に提出してください。

3. (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上

スーパー定期預金【複利型】規定

1 (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2 (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定 8 (2) から (4) により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ア 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 40%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 50%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 60%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 70%
f 2 年 6 か月以上 4 年未満	約定利率× 90%

イ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
----------	----------------

b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 40%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 50%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 60%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 70%
f 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 80%
g 3 年以上 5 年未満	約定利率× 90%

ウ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 30%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 40%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 50%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 60%
f 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 70%
g 3 年以上 4 年未満	約定利率× 80%
h 4 年以上 5 年未満	約定利率× 90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上

自動継続スーパー定期預金【単利型】規定

1 (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、後記（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書・通帳記載の利率（継続後の預金については前記 1（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

ア 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書・通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率。

ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日とした預金（以下「自動継続スーパー定期 2 年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

イ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

ア 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

イ 自動継続スーパー定期 2 年ものの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

a 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

b 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続スーパー定期 2 年ものと満期日を同一にするスーパー定期（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続スーパー定期 2 年ものに継続します。

ウ 預入日の 2 年後の応当日の翌日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

エ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書または通帳とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規

定 8 (2) から (4) により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

ア 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 50% |
| c 1 年以上 3 年未満 | 約定利率× 70% |

イ 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------------|----------------|
| a 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 40% |
| c 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率× 50% |
| d 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率× 60% |
| e 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率× 70% |
| f 2 年 6 か月以上 4 年未満 | 約定利率× 90% |

ウ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------------|----------------|
| a 6 ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 40% |
| c 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率× 50% |
| d 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率× 60% |
| e 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率× 70% |
| f 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率× 80% |
| g 3 年以上 5 年未満 | 約定利率× 90% |

エ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------------|----------------|
| a 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 30% |
| c 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率× 40% |
| d 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率× 50% |
| e 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率× 60% |
| f 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率× 70% |

g 3 年以上 4 年未満 約定利率× 80%

h 4 年以上 5 年未満 約定利率× 90%

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3 (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記 2 を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行、通帳記帳はしないこととし、次により取扱います。

ア 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。なお印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

イ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書または通帳とともに取引店に提出してください。

ウ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書または通帳とともに取引店に提出してください。

4 (規定の変更等)

(1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上

自動継続スーパー定期預金【複利型】規定

1 (自動継続)

(1) この預金は、証書・通帳記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、その預金は満期日以後に支払います。

2 (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率（継続後の預金については前記 1 (2) の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指

定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取の場合には、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書・通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定 8 (2) から (4) により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ア 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 40%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 50%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 60%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 70%
f 2 年 6 か月以上 4 年未満	約定利率× 90%

イ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 ヶ月以上 1 年未満	約定利率× 40%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 50%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 60%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 70%
f 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 80%
g 3 年以上 5 年未満	約定利率× 90%

ウ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
b 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 30%
c 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率× 40%
d 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率× 50%
e 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率× 60%
f 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率× 70%
g 3 年以上 4 年未満	約定利率× 80%
h 4 年以上 5 年未満	約定利率× 90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上